

資金管理業務規程の変更について

継続検査時等預託における再資源化預託金等の収受及び預託証明の方法の一部を変更するため、資金管理業務規程第6条第1項(2)及び第11条(2)を変更する。(新旧対照表は別紙のとおり)

1. 出張検査時における再資源化預託金等の収受・預託証明方法の追加(第6条第1項(2)、第11条(2)関係)

出張検査場に現車が持ち込まれる整備事業者経由の検査又は個人による継続検査等に対応するため、再資源化預託金等の収受・預託証明の委託先として、新たに出張検査場を運営・管理する団体等を追加する。

(注)出張検査

- ・運輸支局等が近くにない遠隔地の利用者の利便を図るため、運輸支局等が整備事業者団体等の施設を借り上げ、自動車検査官等を出張させて実施する検査
- ・出張検査の実施場所(出張検査場)は全国で116ヶ所、出張検査場に持ち込まれる自動車の台数は年間約35万台

2. 整備事業者等経由の再資源化預託金等の収受方法の変更(第6条第1項(2)関係)

これまで整備事業者経由の再資源化預託金等の収受については、業務の委託先を指定整備事業者等に限定してきたが、これを認証整備事業者を含む整備事業者等に拡大する。

整備事業者等経由の再資源化預託金等の預託申請方法について、これまで認めてきたファクシミリ等の手段によるものを廃止する。